

(設置)

第 1 条 那須町高齢者見守りネットワーク事業(以下「見守りネットワーク事業」という。)の適正かつ円滑な運営を図るため、那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 運営協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 見守りネットワーク事業の運営に関すること。
- (2) 見守りネットワーク事業の実施機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他見守りネットワーク事業の運営に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 運営協議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 運営協議会の委員は、次に掲げる機関、団体から選出された者を町長が委嘱又は任命する。

- (1) 那須町民生委員児童委員協議会代表
- (2) 那須町自治会連合会代表
- (3) 那須町自治公民館連絡協議会代表
- (4) 那須町社会福祉協議会代表
- (5) 那須町老人クラブ連合会代表
- (6) 那須町消防団代表
- (7) 那須町ボランティア連絡協議会代表
- (8) 福祉サービス事業者代表
- (9) その他高齢者福祉の推進のため必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 運営協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第 6 条 会長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長がそれを決する。

(資料の提出等)

第 7 条 運営協議会は、必要に応じ、町長に対して見守りネットワーク事業に関する資料の提出、意見の陳述、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 運営協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。